

監 査 報 告 書

学校法人 センチュリーカレッジ

理 事 長 鏑 一 郎 殿

私たちは、学校法人センチュリーカレッジの監事として、私立学校法第37条第4項に基づいて同法人の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表)及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準(文部省令第18号)に準拠しており、学校法人センチュリーカレッジの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不整の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

2026 年 5 月 11 日

学校法人 センチュリーカレッジ

監 事

山 川 治



監 事

平 岩 利 文

